新型コロナウイルス感染症対応チェックシート（施設・居住系サービス用）

事業所名		事業所番号	
サービス種別		確認日	

１　感染防止編

項目		チェック	確認事項
（１）体制整備			
①マニュアル・指針	作成		「介護現場における感染対策の手引き（第１版/2020.10月厚労省）」を参考にマニュアルや指針を作成している。
	記載内容		委員会構成メンバー、感染対策担当者、役割分担
			感染発生疑い時の報告、連絡方法（夜間・休日含む）
			感染管理体制、日常の予防対策、発生時の対応策
	周知		全スタッフ(委託先従業員も含む)が読んでいる。
②感染症対策委員会	開催		定期的開催に開催している。※３か月に１回程度
			感染の流行状況を見て、随時開催している。
	内容		「感染予防」「感染症発生時」の対応等を検討している。
	周知		決定事項等を全職員に伝達している。
③職員研修	実施		職員に実践的な研修を随時行っている。
	内容		手指衛生の適切な方法や場面
			個人防護具の着脱
			おむつ交換時の感染予防　※使い捨て手袋･防水エプロン着用、利用者毎の交換
			体液・排泄物・嘔吐物の処理・消毒
	周知		全員が参加できる配慮をし、欠席者には研修内容を伝達している。
④関係機関との連絡体制			新型コロナを含む感染症の相談窓口(医療機関、行政機関等)を把握している。
			配置医や協力医療機関と感染疑い発生時の連絡について相談をしている。
			保健福祉事務所等の電話連絡を掲示している。
			＊平塚保健福祉事務所　☎ 0463-32-0130 平日8:30～17:15対応
			＊新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル　☎0570-056774 無休24時間
			（かかりつけ医や協力医療機関で受診ができない場合）
			＊発熱等診療予約センター ☎ 0570-048914・045-285-1015　9:00～21:00
⑤物品の確保			マスク･消毒薬･手袋･ゴーグル･ガウン等を確保し、在庫を把握している。
⑥入所(居)者等のリストの整理			入所(居)者リスト（健康状態、行動、ケア記録等）、職員の勤務実績表、来訪者の記録を時系列で整理している。
（２）環境整備			
①換気の実施			居室・食堂・共同生活室・事務室等の窓を定期的に開け、換気をしている。 ※1～２時間に1回、５～10分間程度
②消毒用アルコールの設置			玄関入口･居室前･トイレ等にアルコール性手指消毒剤を設置している。
			各職員が個人用アルコール性手指消毒剤を携帯し使用している。
			手洗いや手指消毒の具体的な手順のポスターなど掲示をしている。
③消毒の実施	消毒の実施		ドアノブなど高頻度に触る場所を消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム0.05%、これに準ずる消毒薬で1日1回以上、定期的に拭き取り消毒している。
	トイレ		ドアノブ・水洗レバー・操作パネル・手すり・便座
	居室		ドアノブ・レバー類・スイッチ類・ベッド柵・テーブル表面等
	事務室		ドアノブ・スイッチ類・テーブル表面・受話器・パソコンのキーボード及びマウス・コピー機等のボタン・キャビネットの引き出し等
④汚物の処理			汚物処理室に防水性の使い捨てエプロン等、手洗い場所の設置やアルコール擦式手指消毒剤を設置している。

項目		ﾁｪｯｸ	確認事項
⑤リネン保管等			未使用と使用済リネンは別のエリアで保管し、別のワゴンで移動している。
⑥感染者・有症状者用の居室			感染者・有症状者用の居室を決め、個人防護具、着衣脱衣方法・物品配置図（着衣順に配置）の掲示、環境清拭シート、蓋つきゴミ箱、手指消毒薬(電動が望ましい)、ゾーニングの表示(汚染エリア・着衣/脱衣場所)などを用意している。
（３）職員等の感染予防の徹底　※全職員（事務員・調理員・ボランティア等も含む）			
①マスクの着用			施設内及び会話の際はマスクを着用し、咳エチケットを徹底している。
			マスクを外す際は、１メートル以内に人がいないことを確認している。
②手指消毒等の実施			施設内に入る時やケアの前後に手洗いとアルコール消毒を徹底している。
			ケアの前後に、手洗いや手指消毒を実施している。
			手指衛生の前に顔（目・鼻・口）を触れていない。
③体調管理			出勤前を含め、全職員が1日1回以上体温を計測し、記録・管理している。
			体調不良時は速やかに上司に報告し、出勤しないなどの就業規則を決めている。
			家族に感染症状がある場合等の報告方法や対応を決め、周知・徹底している。
④３密の回避の徹底	食事等		休憩等の時間をずらし、食事の時は向かい合わずに座わっている。
	休憩室		仮眠時のリネンは職員同士の共有は避け、清潔を保っている。
	更衣室		更衣室等の利用は短時間とし、会話はしていない。
（４）入所(居)者のケア時の感染予防			
①入所(居)者の日常の状態把握			基礎疾患、介護状態等を把握し、記録・管理している。
			健康状態※を日常的に観察し、記録・管理している。 ※発熱、咳、倦怠感、咽頭通、嗅覚･味覚障害、息切れなど
			発熱や呼吸器症状など、疑いのある場合は原則個室に移している。
②感染予防	ケア全般		口腔・排泄・褥瘡等のケアの際は、マスク・使い捨て手袋・ゴーグル・防水性エプロン等を着用している。
	マスク		共用スペースでは、入所(居)者は可能な範囲でマスク着用している。
	手洗い		食事前等に、石けんと流水で手洗いを実施している。
			食事前等に、手洗いが困難な場合は、使い捨てウエットティッシュ等で拭き取り、アルコール性手指消毒剤で手指消毒をしている。
	食事・食器		食事介助の際は、介助者はマスクとフェイスシールドを着用している。
			入所(居)者間の距離を取り、食事時は向かい合わないように配置している。
			食器を共用する場合は、熱水洗浄の自動食器洗浄機を使用する。
	衛生物品		体温計等は当該者の専用とし、共用する際は消毒用アルコールで消毒する。
	口腔ｹｱ		歯ブラシ・コップ等の物品は、利用者ごとに重ならずに管理している。
	洗濯		入所（居）者の洗濯を分けない場合は、熱水（80℃・10分間）または次亜塩素酸ナトリウム（0.1％・30分）に浸漬後に洗濯する。
	廃棄物		廃棄物（オムツ、ティッシュペーパー、マスク、手袋、エプロン等）はゴミに直接触れない、ゴミ袋に入れて封をして排出し、捨てた後は手を洗っている。
	機能訓練・レクリエーション		可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らしている。
			大勢が集まって声を出したり、接触があるレクリエーション等を避けている。
			参加者同士が手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保っている。
			機能訓練やレクリエーションで使用した機器と用具類を消毒している。
	併設		入所(居)者と通所サービス利用者は、可能な限り動線を分けている。
（５）来所者や委託業者への対応			
来所者や委託業者への対応			来所者の体温測定･マスク着用･手指消毒を徹底し、発熱時は面会を断っている。
			施設入口、トイレ等にアルコール性手指消毒剤を設置している。

２　感染発生編（R2.9月時点の目安）　**※保健福祉事務所にまず相談し対応しましょう！**

項目		ﾁｪｯｸ	確認事項
（１）入所(居)者の場合：感染疑い発生時の対応（症状出現～検査結果判明前まで）			
①関係者･機関への報告			速やかに施設長（管理者）へ報告し、施設内で情報共有する。
			指定権者である県市町の介護保険等所管課に連絡する。
			入所(居)者の家族に検査実施の了解を得る。
②感染予防	居室		個室に移動させる。個室がない場合は移動せずベッド間をカーテン等で仕切る。
			個人防護具、着衣脱衣方法・物品配置図（着衣順に配置）の掲示、環境清拭シート、蓋つきゴミ箱、手指消毒薬(電動が望ましい)、ゾーニングの表示(汚染エリア・着衣/脱衣場所)を行う。
	担当者		ケアを行う担当職員は極力固定する。
			感染により重篤化のリスクが高い基礎疾患がある者と妊婦は直接ケアをしない。
	ケア時の対応		「１．感染防止編（２）～（４）」を徹底する。
			入室や対面時はPPE（使い捨てマスク・手袋・ゴーグル・ガウン）を着用する。
			入室や対面時は、可能な限り当該者にマスクを着用させる。
			入室時は常に換気する。
③健康観察			体調不良時は速やかに協力医療機関に相談する。
④入所(居)者・職員の情報確認(感染発生への備え)			感染疑い者の発症２日前からの情報（下記ⅰ～ⅴ）の確認・整理
			ⅰ　入所(居)者の健康状態、行動、ケア記録等
			ⅱ　職員の健康状態・出勤・ケア担当の状況、来訪者の記録など
			ⅲ　マスクなしで同室、食事同席、面会、１m以内の距離での会話や接触
			ⅳ　ケアを行った職員は誰か、感染予防を適切に実施したか
			ⅴ　痰、体液、排泄物、オムツやリネン等への直接の接触
			感染疑い者の発症14日前からのイベント等の参加、体調不良者との接触有無
（２）入所(居)者の場合：感染確定時の対応			
①関係者･機関への報告			速やかに施設長（管理者）へ報告し、施設内で情報共有する。
			指定権者である県市町の介護保険等所管課に連絡する。
			平塚保健福祉事務所へ連絡する。☎ 0463-32-0130（平日/土日/祝日終日対応）
			入所(居)者の家族や関係者への連絡は、保健福祉事務所に連絡内容を確認する。
②感染予防			「２．感染発生編（１）感染疑い者発生時の対応②感染予防」を徹底する。
③健康観察	感染者		（入院まで期間がある場合）発症日(無症状又は発症日が不明の場合は陽性確定の検査検体採取日)の翌日から10日間の健康観察・記録・報告をする。
	濃厚接触者		感染者と最終接触日の翌日から14日間の健康観察・記録・報告をする。
	悪化時		状態悪化時は速やかに保健福祉事務所に連絡する。
（３）職員の場合：感染疑い者・感染者・濃厚接触者になった時の対応			
感染疑い者	職員本人		施設長に報告し、自宅等で待機･療養する。
	施設		「２．感染発生編（１）④」に準じて情報整理を行う。
感染者	職員本人		発症日(無症状又は発症日が不明の場合は陽性確定の検査検体採取日)の翌日から10日間かつ症状軽快後72時間経過(症状があれば継続)まで健康観察・記録・報告をする。
			居住地を所管する保健所の指示に従う。
	施設		「２．感染発生編（１）①」に準じて連絡・相談する。
濃厚接触者			感染者と最終接触日の翌日から14日間の健康観察・記録・報告をする。
（４）来所者や委託業者への対応			
来所者等の対応			感染症発生が終息するまでは原則的に面会を制限する。
			制限できな場合は「１．感染防止編（５）」を徹底する。